

平成20年度第1回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成20年6月27日（金） 10時00分～12時00分

場所：東京国際フォーラム

出席：委員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）

白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）

筑波大学法科大学院 藤村和夫教授

※柴山知也教授（横浜国立大学大学院工学研究院）は欠席

N A A：林常務執行役員（工務部長）、加藤常務執行役員、大久保常務執行役員、
末吉執行役員（工事部長）、林田執行役員（総務部長）
総務部、調達部、工務部

議事：

1. 大久保常務執行役員挨拶

2. 前回指摘事項について

調達部より、前回指摘事項から改正した部分について説明。

前回指摘事項	改正内容
随意契約ガイドラインの留意事項において「特に合理的な理由なく、意図的に分割されているようなもの等については、これらを一括するなどして競争契約にすることとする」とあるが、競争に付することを避けるために、契約を分割することはしないようにという趣旨なのであれば、そもそも契約を分割しないようにという表現をとるべきである。	「競争にすることを避けるために、特に合理的な理由なく、意図的に契約を分割してはならない」と改正した。

委員からの意見：上記改正内容にて問題ない。

3. 契約状況等について

調達部、工務部、総務部より、工事等に関する契約状況、無効案件及び不調案件の状況、随意契約理由、取引停止措置の状況について説明。

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
競争参加者が、応募したものの辞退する場合、どの時点で辞退しているのか	契約制限価格を事前公表し、現場説明(工事内容等関係書類の配布)を行う時点が大半である。
契約制限価格の事前公表によって、契約額が高止まりすることが懸念されたものの、そのような事態にはなっていないが、その理由をどう考えるか。	公共事業が少なくなっている背景もあるが、競争が働いた結果だと考えている。
応募者がなかったため、条件を緩和して再公募する場合、緩和する項目(公募条件、金額等)や順番などのルールは決まっているのか。	再公募に至る経緯は案件によって様々であるので、一律にルールを決定せず、工事内容に応じて検討している。
再公募する場合の公募条件の再設定にあたって、具体的に工夫している点は。	総合点数、完工実績、契約制限価格など状況に応じて条件を緩和する工夫をしている。

4. 低見積調査について

以下の3件について、調達部及び工務部より低見積調査の状況について説明。

日航貨物ビル新事務棟新築工事（機械）	：	落札率78%
整備地区エプロン照明・灯火工事（平成19）	：	落札率78%
待機スポット再編舗装実施設計	：	落札率47%

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
契約によって、調査項目が異なっているがその理由は。	工事と設計といった契約種別によって調査項目はあらかじめ定められており、各契約によって調査項目が異なるものではない。

5. 全体を通しての意見

委員からの意見
特になし

6. 林田執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成20年11月28日（金）に開催予定。